

特集《東南アジア・オーストラリアにおける知財》

# オーストラリア特許庁 (IP Australia) 要人インタビュー

会員 飯島 健太郎



## 要 約

筆者は、1999年(平成11年)から約10年半の間、東京の特許事務所に勤務した後、2010年(平成22年)3月からオーストラリアの特許事務所である Pizeys (ピジーズ) -Patent and Trade Mark Attorneys で勤務している。弁理士登録は2006年(平成18年)。現在は Pizeys のキャンベラ事務所に所属。オーストラリアの特許庁 (IP Australia) は首都キャンベラにあり、筆者の事務所もこの IP Australia から徒歩5分以内というロケーションにある。日本の知財関係者にとって、特許庁と特許事務所が近接していることは当たり前のように感じるかもしれないが、オーストラリアにおいては非常に稀なことである。今回、さまざまな人々の協力により、IP Australia の要人から直接の声を聞かせてもらえる機会を得た。以下、IP Australia の広報担当も同席した公式のインタビューである。

### ■はじめに

オーストラリアは、その国土は世界第6位の広さであり、日本の約20倍である。国内でも3つの時差が存在し、実際に住んでみると、その広さに圧倒される。5年落ちの中古車の総走行距離が10万キロを越えているなんてことはザラである。

一方で、オーストラリアの総人口は約2千万人である。これは、オーストラリアの人間がすべて集まっても、東京都民と埼玉県民の合算人口に届か届かないか、ということであって、オーストラリアの人々がいかに余裕のある国土で暮らしているかがご想像いただけると思う。

オーストラリアにおいて、人口が集中しているのは、シドニーおよびメルボルンの大都市、そして、これらに続くのが、ブリスベン、パース、アデレードなどの中規模都市である。

一方、首都キャンベラは、その人口が約38万人程度でしかない。もちろん首都として都市設計は完璧であるように感じるのだが、人口という観点では、東京都・品川区や、群馬県・高崎市などと同規模である。

したがって、オーストラリアにおける大手の特許事務所は、通常、シドニー、メルボルンそしてブリスベンといった都市にあるのが普通であり、首都キャンベラには、大手事務所の連絡所あるいは小規模の個人事

務所が僅かにある程度なのである。

そういった意味で、私が所属している Pizeys のキャンベラ事務所には15名のスタッフがおり、ちょっと珍しい存在ということになる。もっとも、Pizeys も総務や経理といった本社機能を有するブリスベン事務所は約20名といった規模なので、キャンベラ事務所は支社ということになる。

このように、私は、さまざまな偶然と幸運に恵まれて、オーストラリアの首都にある特許事務所で勤務している。

オーストラリア特許庁 (IP Australia) は、当方の事務所から歩いて5分という距離にある。



IP Australia の外観

もっとも、館内への部外者の立ち入りは、そのエントランスホールおよびライブラリを除き、一切禁止されており、これは豪州弁理士であっても同様である。したがって、いくら当方の事務所が IP Australia の近くにあるとしても、おいそれと入館することはできない。売店や食堂といった公共施設がある日本特許庁と比べると、かなり趣が異なる。



IP Australia のセキュリティゲート

しかしながら、幸いなことに、当方の事務所には IP Australia の要人達と強いネットワークを持つスタッフが多くいる。中には、かつて、IP Australia の副長官 (Deputy Commissioner) だった者が 2 人もいるほどである。彼らの協力のおかげで、今回、幸いにも IP Australia の二人の要人と話す機会を得ることができた。

インタビューの内容は、オフィシャルなものとして取り扱われることとなり、IP Australia の Paul Dobson 氏にご協力いただくこととなった。Dobson 氏は Business & Information Management Solutions グ



Dobson 氏 (左) と筆者

ループの担当部長であって、事前のスケジュール調整やインタビューに関する情報の収集、そして、インタビューへの立会いなど、大変にお世話になった。厚く御礼申し上げる次第である。

## ■ Victor Portelli 氏

Portelli 氏は特許審査チームと、異議 / 公聴会チームとを束ねる統括部長 (General Manager) である。オーストラリアでは、日本ではあるところの審判制度がなく、したがって、IP Australia には日本特許庁における審判部に該当する部署はない。もっとも、オーストラリアには特許付与前の異議制度が存在することから、異議 (opposition) 事件を取り扱うチームが、審査を執り行うチームとは別に編成されている。したがって、現在、Portelli 氏が就任されているポジションは、日本特許庁であれば、特許審査第一～第四部と審判部とを統括するものと解されるから、実質的には、特許技監に該当すると言ってよいと思われる。



筆者「今回はこのような機会を設けていただき、誠にありがとうございます。早速ですが、現在おられるポジションについて簡単にご説明いただけますでしょうか？」

Portelli 氏「特許および植物育種権グループの統括部長という立場で職務に当たっています。」

筆者「現在のポジションに就任されて、もう長いのでしょうか？」

Portelli 氏「2007 年 12 月から統括部長に就任していますから 3 年ちょっとということになります。」

筆者「何名くらいのスタッフを束ねておられるのでしょうか？」

Portelli 氏「約 360 名の部下がおりまして、彼らは主に、特許および植物育種権 (Plant Breeder's Rights) に関する、サーチ、審査、面談といった職務にあたっています」

筆者「植物育種権というのは、あまり耳慣れないのですが、弁理士が代理業務を行っているのでしょうか？」

Portelli 氏「いえ、植物育種権について、弁理士はアドバイザーとなることはあっても、代理業務は行なっ

いません。]

**筆者**「なるほど。(注釈:植物育種権の概略についても説明を受けたのであるが、専門性が高い内容の上、紙面の都合もあるので、ここでは割愛させていただく)ところで、IP Australiaに入庁される前は、どのようなことをなさっていたのでしょうか?」

**Portelli氏**「オーストラリア国立大学の学生でした。有機化学の学位と生化学の学位を取得した後に、IP Australiaに入庁しました。」

**筆者**「なぜIP Australiaに入庁されようと思ったのですか?」

**Portelli氏**「化学分野への興味が尽きなかったので、1988年に審査官としてIP Australiaに入庁したのです。もっとも、当時、豪州特許庁はIP Australiaという名称ではなく、Patents, Trade Marks and Designs Officeという名称でした。」

**筆者**「今の統括部長というポジションに就任されるまでは、主に審査業務に携わっておられた、ということでしょうか?」

**Portelli氏**「審査官の教育、さまざまなプロジェクトへの参加、そして、商標および意匠といった様々な業務に携わってきました。特に重要なものとしては、国際協力および協調を促進する業務が挙げられると思います。」

**筆者**「国際的な関係とおっしゃっておられましたが、その観点から、IP Australiaと日本との関わりはいかがでしょうか?」

**Portelli氏**「我々は日本特許庁とプロダクティブな関係を築けていると思いますし、PPH (Patent Prosecution Highway) をさらに拡張していく点でも日本特許庁と良い協力関係にあると思っています。」

**筆者**「オーストラリアは、特に特許において、自国以外の出願人による出願が非常に高い割合を示しています。したがって、日本に限らず、他の国々との協力も重要になってくると思うのですが、この点でなにかご苦労されていること、或いは、興味深いことなどはありますか?」

**Portelli氏**「各国の特許庁が協力することで業務の効率化を図るとともに、業務を分散させることを狙った、『バンクーバ・グループ』での取り組みがその良い一例であると思います。」

このバンクーバ・グループによる業務成果はWIPOによって作られた業務分散ツールが鍵となると思って

いるのですが、このツールは、審査官が他のバンクーバ・グループの庁の調査報告や情報にアクセスすることができるようにするものです。」

**筆者注釈**:バンクーバ・グループは、イギリス特許庁 (Intellectual Property Office of the United Kingdom)、カナダ特許庁 (Canadian Intellectual Property Office) そして、オーストラリア特許庁 (IP Australia) によって2008年に結成されたプロジェクト・グループである。このプロジェクト・グループの第1回会合がカナダのバンクーバで催されたことが、グループの名称の由来。中規模の特許庁同士が、情報および共通して取り組んでいる課題などについて情報交換することで、相互的に負荷が分担されることを目的として結成されている。

これらの国々は、いずれも、イギリス主体の組織体コモンウェルス (Commonwealth of Nations) に属しており、知的財産権に限らず、そもそも国同士の結びつきが強いこともこのようなグループが結成された一因であろうと思われる。また、手続きに際して言語の壁が原則として存在しない、ということも、各国が連携しやすい一因であろう。

**筆者**「ご自身が関わっておられる現在の業務で興味深いものがあれば教えていただけないでしょうか?」

**Portelli氏**「特許検索システム“Auspat”の機能強化に関するプロジェクトはなかなか興味深いと思います。」

**筆者注釈**: Auspatは日本の特許電子図書館 (IPDL) に対応する、オーストラリアの特許検索サービスである。

**筆者**「Auspatのどのような機能強化を予定されているのでしょうか?」

**Portelli氏**「今年、2011年には、今まで以上にオーストラリアの特許情報にアクセスしやすくなります。1904年以降の特許文献を検索可能とした試用バージョン (βフェーズ) を、2011年3月末頃には、本番環境に移行させる予定です。これに先立って、IP Australiaが有している古い文献やマイクロフィッシュを全てスキャンし、テキスト検索可能なPDF形式のデータファイルとして保存することは、IP Australiaにとって極めて大変な作業でした。なにせ、スキャンしたページ数は実に約370万ページにもなったのですよ。」

**筆者**「370万ページ! なんだか天文学的なページ数ですね… どのくらいの期間を要したのでしょうか?」

**Portelli氏**「正確な資料を持ち合わせていないのです



が、約3年程度の期間を費やしたと思います。」

**筆者**「本番環境では、意匠あるいは商標についての情報へのアクセスも容易になるのでしょうか？」

**Portelli 氏**「Auspat は特許検索用のシステムなので、管理されているのは特許情報のみです。ちなみに、意匠情報は Australian Designs Data Searching system (ADDS) によって管理され、また、商標情報は Australian Trade Marks Online Search System (ATMOSS) によって管理されています。それぞれ個別のシステムなのです。」

**筆者**「なるほど。」

**Portelli 氏**「さらなる AusPat の機能強化としては、2011 年末頃に『e-Dossier』のリリースが挙げられます。この e-Dossier は、特許出願の審査に関する情報一式について、2006 年にまで遡ってアクセス可能とするシステムです。」



筆者 (左) と Portelli 氏

**筆者**「e-Dossier について、もう少し、ご説明いただけないでしょうか？」

**Portelli 氏**「つまり、この e-Dossier によれば、審査請求、審査レポート、補正などの、いわゆる包袋書類に対して電子的にアクセスすることが可能となります。」

**筆者**「日本の弁理士が e-Dossier の電子的な包袋書類にアクセスすることは可能なのでしょうか？」

**Portelli 氏**「この e-Dossier は、原則として誰でも使うことができるのですが、ただし、オーストラリア国内からのみの使用に限定されます。ですから、日本の弁理士であっても、日本の出願人であっても、或いは、なんら案件に関係を有さない日本人であっても、オーストラリア国内にいる限り、使用することができます。」

**筆者**「なるほど。」

**Portelli 氏**「ですから、間接的にはありますが、日本の出願人あるいは日本の弁理士にとっても、容易に情報収集することが容易になるとともに、オーストラリアの特許情報に対する可視性が高まることを意味していると思います。」

**筆者**「e-Dossier の利用に料金は発生するのでしょうか？」

**Portelli 氏**「無料で利用できます。そもそも、この e-Dossier の思想としては、“公衆による査察のための自由閲覧 (open for public inspection)” ですから。」  
**筆者注釈**：オーストラリアでは特許権利化前の異議制度があるので、public inspection という思想が日本に比べて強いように感じる。

**Portelli 氏**「今までは、IP Australia が、情報公開の申請を受けてから約7日間程度で、情報を紙で提供していました。」

**筆者**「なるほど。」

**Portelli 氏**「その他の、IP Australia によるオンラインシステムの進展といたしましては、今年 (2011 年) の中頃に予定されている IP Australia のウェブサイト刷新が挙げられます。さらには、今年末頃に、出願や中間処理のやりとりをオンラインで行なうシステムを稼働させる予定です。」

**筆者**「特許庁に対するオンラインシステムということでは、同趣旨のシステムがすでに日本でも稼働していますから、これについてはイメージしやすいです。細かい話ですが、ユーザ側の PC には専用のアプリケーションをインストールすることになるのでしょうか？」

**Portelli 氏**「いえ、ユーザはブラウザ・ソフト上でシステムを利用できますので、専用ソフトのインストールは不要です。」

**筆者**「それは良いですね。」

**Portelli 氏**「他国の特許庁と協力するとともに、顧客に新たなツールやサービスを提供することで、堅牢且つ高いクオリティの特許システムを構築していています。これは、オーストラリア国内だけでなく、全世界でビジネスに携わる人々や、知財関係の方々の利益になると考えています。」

**筆者**「最後になりますが、Victor さん (Portelli 氏) は、オフィス以外ではどんな方なのでしょうか？」

**Portelli 氏**「妻と私には4人の子供がおりまして、ま

た、オーストラリアン・フットボールの大ファンでもあります」

**筆者**「お子さんが、審査官、或いは、弁理士になりたいと言ったら、どのようにアドバイスされますか？」

**Portelli 氏**「これは、非常に面白い質問ですね (笑)。うーん、どうなのでしょう、あまり薦めないですかねえ。ただ、子供達の人生は彼らのものですから、彼らが進みたい道を自由に進んでもらえればよいと思っています。とはいえ、やっぱり積極的には薦めない気がしますね (笑)。私自身が IP Australia に入庁したことも、そして、統括部長の職にあることも、偶然によるところが大きい気がしていますから」

**筆者**「その理由などを、ビールを飲みながら、非公式にもっとお伺いしてみたいです (笑)。今回はお忙しいところ、本当にどうもありがとうございます。」

### ■ Ian Goss 氏

Goss 氏は、事業開発・戦略グループの統括部長 (General Manager) である。IP Australia という公的な機関で‘事業開発’という部署が存在すること自体にとっても興味があり、今回のインタビューをお願いしたところ、ご快諾いただいた。

**筆者**「今日はお忙しいところ、お時間を割いていただき、ありがとうございます。早速なのですが、Ian さん (Goss 氏) の部署は何名くらいの規模なのでしょうか？」

**Goss 氏**「Business Development and Strategy Group (事業開発・戦略グループ) には、約 70 名のスタッフがあり、私は彼らの責任者ということになります。」

**筆者**「入庁されてから長いのですか？」

**Goss 氏**「2001 年から、IP Australia に勤務しています。ただ、入庁当時は特許、商標および意匠庁という名称でしたが。」

**筆者**「どのような業務に携わっておられるのでしょうか？」

**Goss 氏**「IP Australia 内のさまざまな職務の管理運営に携わっています。例えば、知的財産に関する政策の立ち上げや展開、さらには、知的財産制度の改正といった業務が主な内容になっています。」

**筆者**「なるほど」

**Goss 氏**「オーストラリア国内および国際の政策、マーケティングおよび教育プログラム、政府との調

整、ビジネス・インテリジェンスといった業務の責務も担っています。」



筆者 (左) と Goss 氏

**筆者**「非常に多岐にわたる業務に携わっておられるのですね。」

**Goss 氏**「はい。さらには、市場動向の研究調査も請け負っているのですが、これによって、私たちは IP Australia の将来的な方向性を設定する手助けをしています。また、これにより、知財の発展について政府にアドバイスする際にも役立ちます。」

**筆者**「IP Australia、ひいては、オーストラリア全体の知的財産政策を左右する舵取り役という、重大な部署の責任を負っておられるわけですが、職務を遂行するに当たって、気をつけられている点などはございますか？」

**Goss 氏**「IP Australia には、さまざまな分野の利害関係人やカスタマーを有しています。我々は、我々のサービスについて継続的にフィードバックを集めることで、出願人、弁理士そして、オーストラリア政府というそれぞれの立場におけるニーズを満たすようにしていますね。」

**筆者**「弁理士についての話題が出てきましたが、弁理士について、常日頃感じられていることがあろうかと思われ。弁理士に対するメッセージをいただければと思うのですが。」

**Goss 氏**「私は、オーストラリアにおける弁理士の専門家基準委員会 (Professional standards board) をサポートする責任者でもあるのですが、これにより、弁理士の専門性についての理解を深めることができていると思っています。」

**Goss 氏**「ビジネス業界は、知的財産権の重要性や、知的財産権による戦略がビジネスプランの成功の一部分

であることをすでに理解していると思います。これは、知的財産権戦略に取り組む、或いは、知的財産の価値を高めようとしている業界や会社を助ける弁理士にとって、チャンスであると思っています。」

筆者「もっと活躍できる場があるということですね。」

Goss 氏「そうです。弁理士は事業に対する知的財産の価値を高める役割を担っています。つまり、弁理士は知的財産の効果的な運用による経済的な利益を高めることができるのです。これは、市場において知的財産がどれほどの競争力を有するのか、ということを示すのにとっても大事なことだと思っています。」

筆者「なるほど。」

Goss 氏「さらに、弁理士は知的財産に関する政策や法律の改正をサポートする役割も担っているとも感じています。」

Goss 氏「特許制度はさらに効率的で効果的なものになってゆくでしょう。これにより、革新的なアイデアがさらに生まれ、また、技術流通が促進されることになると思います。このため、弁理士は特許制度改革を後押しする必要があると思うのです。」

筆者「なるほど。確かにおっしゃるとおりかもしれません。時間が迫ってきたので、最後にもう少しリラックスした質問なのですが、IP Australiaにおいて今のようなポジションでご活躍されることを子供の頃から想像されておられましたか？」

Goss 氏「まったく想像していませんでしたね。そもそも、私はIP Australiaに入庁する以前はオーストラリア陸軍にいたのです。そこで約30年間キャリアを積みました。陸軍にいた当時、問題解決と戦略的思考について定期的に学習を重ねました。また、経営管理学についての学士学位と、産業政策についての修士学位も取得したのですよ。」

筆者「陸軍からIP Australiaですか！非常に興味深いキャリアですね。守秘義務があろうとは思われますが、軍ではどのようなことをされていたのか興味があります。軍で得られた知識をIP Australiaでどのように適用されておられるのでしょうか？」

Goss 氏「どのような職種においても適用できる様々なスキルを、軍にいた頃に身につけられたと思っています。結果を重視することや、変化を通じて人々をリードしていくという陸軍での経験は、今も自分自身を助けてくれていると思っています。」

筆者「お忙しいところ、今日は本当にどうもありがと

うございました。」

Goss 氏「こちらこそ。」

## ■ご協力いただいた方々

冒頭でも述べたように、今回のインタビューは、様々な人々の協力によって実現したものである。

特に、先述のIP AustraliaのPaul Dobson氏には、Portelli氏およびGoss氏のスケジュール調整から、情報収集など、さまざまな点でご協力いただいた。厚く感謝申し上げます。Dobson氏は現在、Business & Information Management SolutionsグループのDirectorという立場で活躍されている。

また、当事務所のLars Koch弁理士にもいろいろとご協力いただいた。Koch氏は、かつてIP Australiaの副長官(Deputy Commissioner)として活躍していたというキャリアを有する弁理士である。実を言うと、当方は、このインタビューを立案するまで、彼がこのようなキャリアを有していたことを、全く知らなかった。さらに言えば、もう一人、当事務所には副長官のキャリアを有する弁理士がいるのだが、この事実についても、恥ずかしながら知らなかった。



Koch 弁理士 (左) と筆者

Koch 弁理士は、サッカー、クリケット、テニス、ゴルフなど、多くのスポーツをいずれも高いレベルでこなすバリバリのスポーツマンで、サッカーにいたっては指導者でもある。非常にさわやかで、人当たりも良く、筆者が持っている特許庁の要人という立場の人間とあまりにもイメージが違っていた。ゆえに、まさか、彼がかつて副長官だった人とは思えなかったのである。

余談ではあるが、オーストラリアでは、過去に



IP Australia でいかに長く勤務経験があろうと、高い地位にあろうと、弁理士になるためには、改めて大学院に行く必要がある。したがって、彼らのような副長官経験者であっても例外ではなく、約3年間、大学院で単位を取得した後、弁理士登録をしている。Koch氏は、IP Australia 在職当時、審査官に対する特許法の指導といった職務にも携わっていた実務家でもあるのだが、このようなエキスパートを相手に授業をしなければならぬ大学院の講師に若干、同情の念を感じたりもする。

## ■おわりに

今回、Portelli 氏のインタビューにおいては、知財をめぐる日本での動きと日本以外の世界における動きとのギャップを感じ、一方、Goss 氏のインタビューからは、弁理士が担う役割が日本でもオーストラリアでも共通であることを感じる事が出来た。

現在、筆者が身を置いているオーストラリアが、知財分野で、世界を引っ張っていつている、とは言わない。実際、オーストラリアにおける特許出願の実に約9割は、米国或いは日本といった自国以外の出願人によるものである。また、それらのほとんどが、米国、欧州或いは日本といった国における出願を基礎として、パリ条約優先権を主張した出願である。

しかしながら、こういった状況を逆手にとって、上述のバンクーバー・グループによる活動に代表されるように、オーストラリアは他国との連携をより加速させているのである。この流れは、近年、世界中でその進展が著しい PPH 制度にも現れているのであろう。

ここで日本に目を向けると、いくら PPH を拡張させたところで、日本の特許庁は、日本語による出願の審査について他国からの協力は、引き続き得られにくい状況に変わりはあるまい。日本特許庁以外に、日本語に精通した審査官が相当数いるとは考えにくいからである。

ただ、一方で、日本特許庁には外国語（おそらく英

語になるであろうが）に堪能な審査官は多くいるし、また、日本の弁理士の中にも、英語に精通した者が多くいるであろう。

つまり、日本は、各国からの協力をあまり期待できない一方で、各国に協力することは可能なのである。

これは一見、非常に損な役回りに見えるが、おそらくそうではない。日本特許庁や日本弁理士にしか出来ないことがより際立ってきているように思うのである。

結局、このような事態が生じるのは言葉の壁によるものだと思うが、この壁は日本に立ちただかるだけではなく、当然に、日本と関係する諸外国にも公平に立ちただかっている。

ところが、この壁を乗り越える困難性が、日本そして諸外国間で公平か、というと、おそらくそうではなく、日本に有利に働いているように思われる。

今さら、筆者が指摘するまでもなく、日本語を母国語とする人間が英語やフランス語といった西洋系の外国語を勉強するよりも、西洋系外国語を母国語とする人間が日本語を勉強する方が、遥かに難しいであろう。

つまり、世界とつながるビジネスをしている日本人にとって、言語の壁を越えることは永遠の課題ではあろうものの、同時に、日本の知的財産はその壁でうまく守られているようにも感じるのだ。

特許庁、出願人、そして、弁理士を含めた日本の知財関係者は、自分たちが言葉の壁をむしろ有利に利用できるという優位性を認識して、もっと外国に討って出ても良いのではないかと感じる事が多い。

もっとも、ここまで偉そうなことを書いておいて恐縮だが、当方は、今も毎日、越えなくてはならないこの防御壁の高さを日々思い知らされている次第である。ゆえに、世界を相手に一緒に苦しんでくれる、そんな仲間が一人でも増えたら頼もしい（いや、頼りたい）と、思うのである。

(原稿受領 2011. 4. 12)